

公推協 若手落語家育成支援助成 募集要項

公益財団法人公益推進協会

1. 助成の趣旨

2022年度に実施された弊財団の助成事業「公推協杯 全国若手落語家選手権」は、若手落語家同士が切磋琢磨する機会となっただけではなく、より多くの方々に落語文化が広がる機会になりました。そこで、この若手落語家たちの勢いを止めることなく、活躍の場がさらに広がるように、若手落語家の演ずる場の提供を行う団体に対して、当該活動を奨励し助成することによって、落語文化の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(4)のすべてに該当する団体であること。

- (1) 落語を演ずる発表の場を日本国内に所有（所有または賃貸）し、より多くの人々に鑑賞する機会を提供する事業をすでに行っている団体
- (2) 非営利活動・公益事業のみを行っている団体
- (3) 法人設立後3年以上の活動実績がある団体

3. 対象となる活動

2023年5月1日から2024年3月31日までの期間に完了する活動で、より多くの人々に優れた落語を鑑賞する機会を数回にわたって提供する事業（日本国内での活動）

4. 助成額

- (1) 助成額 1件あたり 200万円まで（補助率等の制限はありません。）
- (2) 募集期間 2023年5月1日～2023年6月1日 ※消印有効

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する人件費や謝礼金についてはこの限りではありません。

6. 応募手続

(1) 応募書類

- ① 助成申請書 ※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。
- ② 定款、履行事項証明書の写し、企画書（任意）、見積書又は請求書（経費に関わる金額の証明のため、様式自由）※ボールペン又は黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式を下記記載の当財団の住所に郵送して下さい。

※2023年6月1日消印有効（直接のご持参はご遠慮ください）

7. 選考及び助成の決定

当財団の選考委員会において書類選考し、常任理事会で決定します。

選考結果は2023年6月下旬に応募者に文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

8. 助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

9. 助成対象者の義務等

・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。

・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

・活動終了後1ヶ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題、支出した金額等について記載した「**完了報告書**」と「**事業に関連する領収書等の写し**」を当財団に提出してください。

※適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

10. 個人情報の取り扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規定」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。

11. 応募に当たっての注意事項（必ずお読みください）

(1)申請書提出後の修正は受け付けておりません。また、当方より修正を求めることはいたしませんので、くれぐれも不備のないようご注意ください。

(2)提出いただいた書類および関連資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3)助成金の支払いは、申請団体の銀行口座へ振り込みとなります。その他の方法や個人口座へのお支払いはいたしませんので、ご了承ください。

(4)当該事業の広報物（WEBサイト、チラシ、ポスター、プログラム等）には、必ず、「助成：公益財団法人公益推進協会」と表示して下さい。

(5)事業内容を変更する場合、事業を延期・中止をする場合、重複しての助成金の受給となる場合には、[変更承認申請書]または[事業中止届]を事前に当財団に提出し、承認を受けて下さい。

(6)原則として現地事業視察を実施致します。有料入場の場合はその旨ご配慮願います。

(7)当該事業の経理は、原則としてその他の事業経理と分け、支出を証する書類は収支簿とともに5年間保存して下さい。当財団から監査に伺うことがあります。

(8)最終的に提出いただいた事業完了報告書の事業成果及び経費内容等を審査した上で完了となります。事業内容に大きな変更があった場合、事業費総額が減少した場合、領収書が未提出または助成対象経費と認められない経費の支出があった場合等は、その分を返金していただきます。また、当財団から監査に伺うことがあります。

(9)助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

① 助成対象事業が完了しなかったとき

② 助成金を他の用途に利用したとき

③ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

④ 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき

⑤ 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき

⑥ 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

12.応募書類提出先・問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 若手落語家育成支援助成担当 宛

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

TEL : 03-5425-4201 FAX : 03-5425-4204 E-mail : info@kosuikyo.com